

行政検査契約医療機関 御中

横浜市医師会長
横浜市医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
水野 恭一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの配布体制の整備について

標記の件につきまして、別紙の通り横浜市保健所長より通知が参りました。

さて、横浜市医師会はこれまで、横浜市行政との度重なる協議を行ってきておりますが、本日、現在の市内医療機関における外来医療のひっ迫した状況を踏まえ、横浜市から行政検査の契約を締結している市内医療機関において、外来受診前に抗原定性検査キットを、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に配布する体制を整備するという話を受けました。

つきましては、この状況下に緊急的に対応を行うため、下記の対応を実施致します。

この事業の直前、または事後に本件をご覧頂くことになった場合もあると思いますが、現在の状況を御理解頂き、是非とも御協力を宜しくお願い申し上げます。

1. 実施期間

令和 4 年 7 月 29 日（金）～ 8 月 31 日（水）（感染状況に応じて変更する場合があります）

2. 配布の流れ

- 初回
卸業者等より 7 月 29 日（金）に 2 箱（50 テスト分）を配送
- 追加発注
資料 1 「取扱業者連絡先一覧」に掲載されている取扱業者に発注
※ 横浜市の在庫確保状況を鑑み、当面の間、10 箱を発注上限と致します。それ以上の発注を希望する場合には、下記事務担当までご連絡ください。
- 配布
重症化リスクが低いと考えられる有症状者に配布し、自宅で検査をするよう説明
【配布物】
 - ・ 抗原定性検査キット（納品されたものを 1 回分毎に小分けしてください）
 - ・ チラシ「検査キットで陽性となった方へ」
 - ・ メーカー説明書「コロナウイルス抗原キット ご使用方法」

【参考】キットの配布が想定される具体例

- 受診を希望する有症状者が多く、すべての方の診察を行うことが難しい場合
- 有症状者本人が受診はせずに、キット配布を希望している場合

3. 実績報告・委託料の支払い

検査キットを配布した実績を報告書にて横浜市医師会に報告していただきます。具体的な方法につきましては、決まり次第、別途ご案内致します。

配布施設は検査キットの支払いは発生しません。委託料については実績報告に基づき、横浜市医師会からお支払い致します。

本通知は、行政検査契約医療機関へお送りしております。キットの配布を希望しない場合には、下記事務担当までご連絡ください。

健健安第 3149 号
令和 4 年 7 月 27 日

一般社団法人 横浜市医師会
会長 水野 恭一 様

横浜市保健所長
田畑 和夫

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの配布体制の整備について

日頃より、横浜市の感染症対策に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大が進み、市内医療機関の外来医療のひっ迫が懸念されている状況を踏まえ、「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和 4 年 7 月 21 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、行政検査の契約を締結している市内医療機関において、外来受診前に抗原定性検査キットを、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に配布する体制を整備します。

つきましては、事業内容等を別紙資料にまとめましたので、御理解・御協力をよろしくお願いたします。

【別添資料】

- 資料 1 「新型コロナウイルス感染症 抗原検査キットの配布について」
- 資料 2 「抗原検査キット配布の流れ」
- 資料 3 ≪検査キット配布対象者への配布用チラシ≫
 - ①「検査キットで陽性となった方へ～神奈川県自主療養システムを選べます」
 - ②「コロナウイルス抗原キット ご使用方法」
- 資料 4 「横浜市 医療機関における抗原定性検査キットの配布に関する Q & A」



担当 横浜市健康福祉局健康安全課
楠田、城内、岡村
電話 045-671-4182

新型コロナウイルス感染症 抗原定性検査キットの配布について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大が進み、市内医療機関の外来医療のひっ迫が懸念されている状況を踏まえ、行政検査の契約を締結している市内医療機関において、外来受診前に抗原定性検査キットを、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に配布します。

2 対象となる医療機関

PCR 検査等行政検査の契約を本市と締結している市内医療機関(以下、「キット配布医療機関」とします)

3 実施期間

令和4年7月29日(金)から8月31日(水)まで

(※実施期間は、感染状況に応じて変更する場合があります。)

4 配布の流れ(※資料2もあわせて御確認ください)

(1) 発注

キット配布医療機関が、「取扱業者連絡先一覧」の中から業者を選定し、必要個数を発注します。(※発注の際は、必ず業者へ「横浜市事業としての発注」である旨をお伝えください。)

【発注可能な検査キット】

■SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト Nasal (鼻腔スワブ入り) **25テスト分** /箱

[ロシュ・ダイアグノスティックス製]

【取扱業者連絡先一覧】

スズケン	横浜支店	045-472-1211	メディセオ	港北支店	045-867-2621
	緑支店	045-984-5301		鶴見支店	045-867-2621
	保土ヶ谷支店	045-472-1220		青葉支店	045-867-2621
	瀬谷支店	045-367-3456		戸塚支店	045-867-2624
	磯子支店	045-833-1411		保土ヶ谷支店	045-867-2624
	鎌倉支店	0467-43-1191		横浜病院支店	045-867-2625
				港南支店	045-867-2625
				横浜中央支店	045-867-2625

※一覧にない業者(アルフレッサ、東邦薬品、中北薬品等)については、現在調整中です。発注できる業者が増えた場合には、別途お知らせします。

(2) 納品

発注を受けた取扱業者は、受注数をキット配布医療機関に納品(チラシ・説明書含む)します。また、取扱業者は、納品した個数を「報告書(データ)」に記載し、市医師会に報告します。

(3) 配布

キット配布医療機関は、納品されたキットを1回分ごとに小分けし、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対し、外来受診前にキットを配布します。自宅に戻ってから自分で検査を行うように説明の上、配布してください。検査結果が陽性だった場合は、「自主療養」を利用することが可能です。

なお、キットを配布する際は、

●チラシ「検査キットで陽性となった方へ」

●メーカー説明書「コロナウイルス抗原キット ご使用方法」

の2点も合わせて配布してください。

【参考】キットの配布が想定される具体例

○受診を希望する有症状者が多く、すべての方の診察を行うことが難しい場合

○有症状者本人が受診はせずに、キット配布を希望している場合

5 注意点

- (1) キットの配布は1日当たり一人1回としてください。また、1日に何度も繰り返しキットの配布を求めるなど、明らかに不審な点が見受けられる場合は、横浜市健康福祉局健康安全課まで連絡してください。
- (2) 「自主療養」が利用できる方は、「2歳から39歳までの方」、「40歳から64歳までの方で、糖尿病や肥満(BMI30以上)といった重症化リスク因子がない方」「妊娠していない方」です。

6 市医師会への実績報告

キット配布医療機関は、4(3)で配布した実績を、「報告書(データ)」に記載し、市医師会に報告します。

7 その他

検査キットの納品実績と配布実績は、市医師会を通じて横浜市に報告されます。その後、報告内容に基づき、横浜市から市医師会に委託料として、配布手数料・検査キット料等をまとめて支払います。

キット配布医療機関に対しては、市医師会への報告実績内容の確認後、配布手数料(1個につき1,000円)が、市医師会から振り込まれます。なお、本事業におけるキット配布分のみが支払い対象となりますので、通常診療等で使用しているキットとの混在には十分注意のうえ、適切な在庫管理をお願い致します。(配布実績数の内容に疑義が生じた場合には、お支払いができないことがございます。)また、取扱業者への検査キット料の支払いは、市医師会から取扱業者に振り込まれます。

[お問い合わせ：平日9時～17時]

(市医師会) 横浜市医師会 保健健診課
電話 045-680-0073

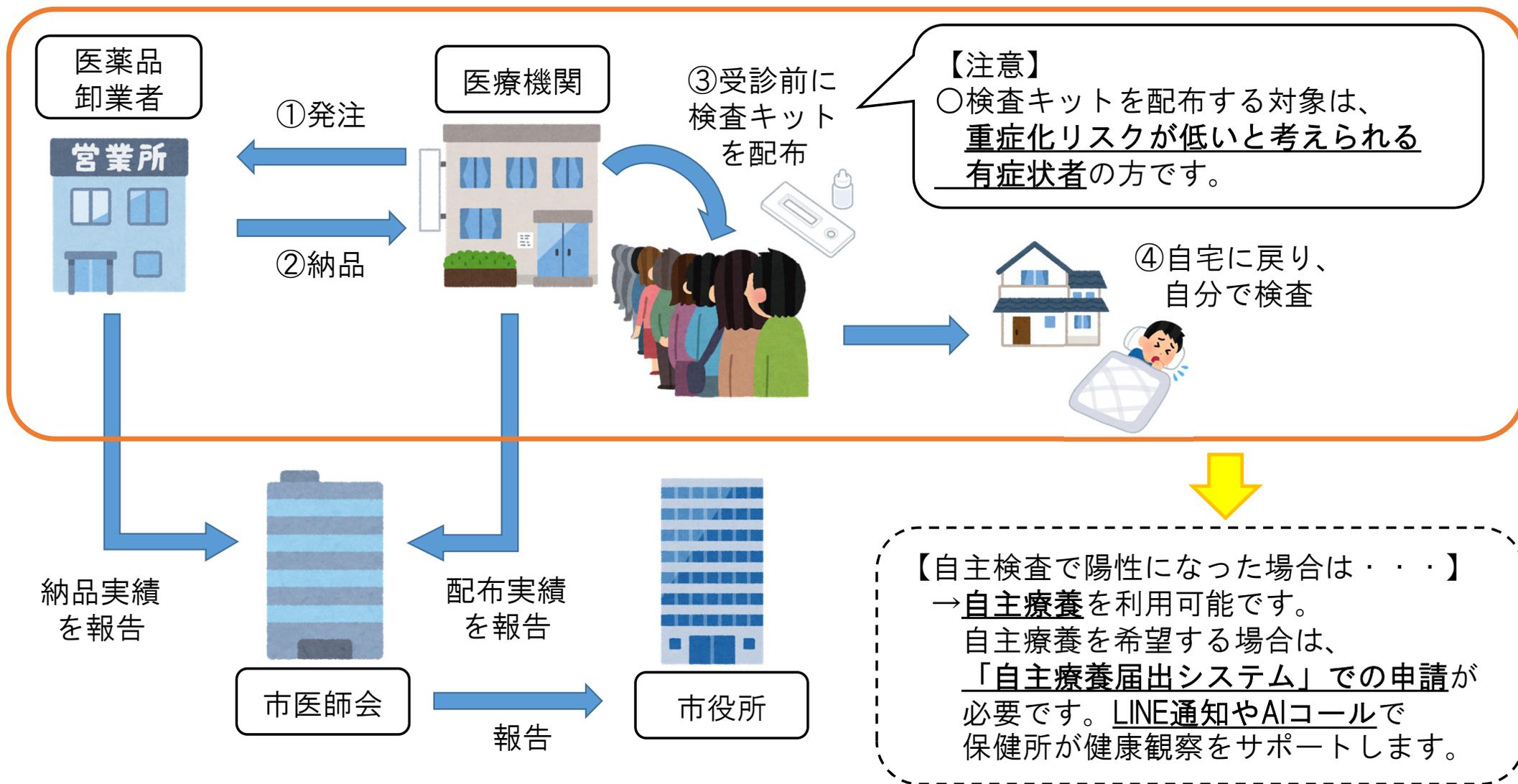
(横浜市) 横浜市健康福祉局健康安全課
担当：楠田、城内、岡村
電話 045-671-4182

[上記以外の時間帯]

横浜市新型コロナウイルス
感染症コールセンター
045-550-5530(24時間)

◆抗原検査キット配布の流れ(医療機関用)

資料 2



検査キットで**陽性**となった方へ神奈川県**の自主療養システム**を選べます

自主療養をお選びいただける方

- ・ **2歳から39歳までの方**
- ・ **40歳から64歳までの**
重症化リスク因子※がない方
- ・ **妊娠していない方**

左記に該当しない方は
医療機関にご相談ください

※重症化リスク因子：

糖尿病、慢性呼吸器疾患、心血管疾患、慢性腎臓病、肥満（BMI:30以上）、悪性腫瘍、免疫低下状態、肝硬変、ワクチン2回接種を終えていない

↓ 自主療養の申請・詳細はこちら（神奈川県ホームページ）

自主療養される方は、「自主療養届出システム」で申請を行う必要があります。



LINEやAIコールで健康観察をアシストします

※体調が悪化した場合は療養開始時にお伝えする連絡先にご相談いただけます。

自主療養を証明する書類※が発行できます

※お勤め先や学校等に療養開始を証明する「自主療養届」と、一部の保険会社の保険金請求に使える「療養証明書（自主療養専用）」

ご自宅での療養のポイント

- ①部屋を分ける
- ②窓を開けて換気
- ③マスクを着用
- ④こまめな手洗い、手で触れる部分を消毒
- ⑤汚れたりネン・洋服を洗濯
- ⑥ゴミは密閉して捨てる



救急車の適正利用

- ・ 現在、救急要請が多発しており、救急車の到着までに時間がかかる場合があります。
- ・ 特に症状が重い場合等、急を要する場合は自主療養システム回答時にお知らせする連絡先（「コロナ119」）にご相談ください。

療養証明書(自主療養専用)について

- ・ 療養終了後に専用フォームで申請が必要です。
- ・ 証明書に記載される療養期間は、
症状が現れた日の翌日から
一律10日間です。



<下記の3項目を満たす方が対象です>

- ・ 自主療養届を発行済みであること
- ・ 神奈川県内在住者
- ・ 自主療養中にLINE療養サポートまたはAIコールによる健康観察に一定数以上の回答を行っていること

新型コロナウイルスに関する一般的な相談
横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター
045-550-5530（24時間）

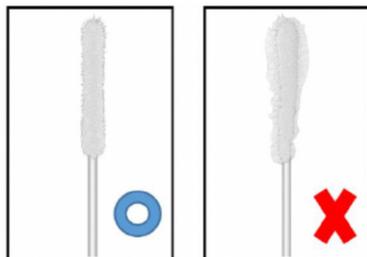
SARSコロナウイルス抗原キット ご使用方法 -表面-

① 検体採取

綿棒を袋から取り出します。
× 綿球を手で触らないようにしてください

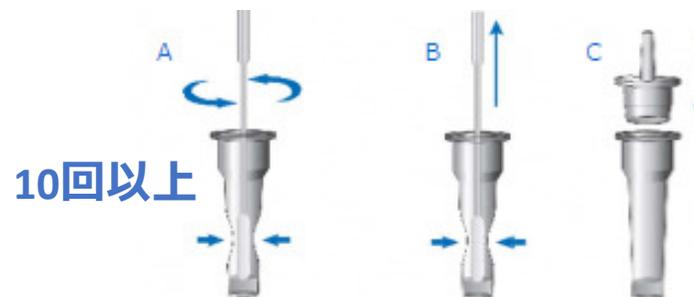


鼻の中2cmほど（綿球が鼻の中に隠れるくらい）挿入し、鼻腔壁に沿って綿棒を15秒程回転させます。同じ綿棒で両方の鼻から検体を採取します
× 多量の出血や過度な鼻汁の付着は避けます



② 試料調製

抽出用バッファチューブの蓋シールを開け、(A) 検体採取した綿棒を入れ、10回以上もみほぐします



(B) 検体を絞りだすように、チューブから綿棒を引き抜きます
(C) ノズルキャップをチューブに押し込み、しっかりと締めます

こちらで動画をご覧ください



https://dianews.roche.com/antigen_at_pharm.html

SARSコロナウイルス抗原キット ご使用方法 -裏面-

③ 検体滴下

テストデバイスの検体滴下孔（丸い穴）へ、チューブから検体を3滴垂らします。



C (コントロール) ライン:
測定が正しく行われたことを示す
T (テスト) ライン:
コロナウイルス抗原が検出されたことを示す

- 垂直・真上から滴下
 - ✕ 検体量が足りない
- 泡になってしまっても、十分量滴下されれば検査可能です

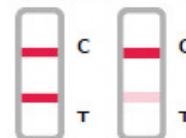
検体滴下から、時間を測ります ⌚

④ 結果判定

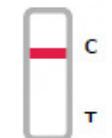
検体滴下から
15分後以降、30分以内の間は
いつでも結果判定ができます



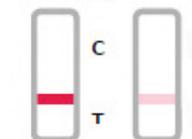
陽性



陰性



無効



cラインが出ない場合、
測定は無効

使用後は、ごみ袋に入れ、しばって封をした状態で、自治体のルールに従い廃棄して下さい

横浜市

医療機関における抗原定性検査キットの配布に関する Q&A

- Q1 検査キットの配布対象者は。
- Q2 「外来受診前の配布」とはどのようなことか。
- Q3 市外在住者への配布は可能か。
- Q4 キットを配布する際に必要な対応（案内）は。
- Q5 指定キットの在庫が業者にないなど、やむを得ず違うキットを購入した場合は対象となるか。
- Q6 7月28日以前に自院で独自に確保している検査キットを配布した場合、今回の「配布実績」として報告することは可能か。
- Q7 納品されたキットに不良品があった場合は、どうすればよいのか。
- Q8 納品されたキットが余った場合、「返品」できるのか。
- Q9 納品されたキットを診療に使うことはできるのか。
- Q10 キットを配布した個人を特定しておく必要はあるか。
- Q11 同居者の分の配布を求められた場合、複数キットを渡すことは可能か。
- Q12 同居者の分など、一人に対して複数配布した場合、配布実績の報告はどうすればよいのか。
- Q13 配布実績の報告はどのように行うのか。

Q1 検査キットの配布対象者は。

A 検査キットを配布する対象は、重症化リスクが低い（※）と考えられる有症状の方です。

※「重症化リスクが低い」とは、以下の①～③に該当する方です。

① 2歳から39歳までの方

② 40歳から64歳までの重症化リスク因子がない方

③ 妊娠していない方

《重症化リスク因子》

糖尿病、慢性呼吸器疾患、心血管疾患、慢性腎臓病、肥満（BMI:30以上）、悪性腫瘍、免疫低下状態、肝硬変、ワクチン2回目未接種

Q2 「外来受診前の配布」とはどのようなことか。

A 医療機関の待合室やエントランス前などに受診希望の有症状者が多く集まり、すべての方の診察を行うことが難しい場合、受付前に検査キットを配布して自宅での自主検査を促したり、キット配布を希望する有症状者が来院した場合、受付前に窓口等でキットを配布すること等を想定しています。

Q3 市外在住者への配布は可能か。

A 配布の対象は市民の方を想定していますが、配布時に対象者の住所等の確認は不要です。なお、重症化リスクが低いと考えられる有症状の方であることは必ず確認してください。

Q4 キットを配布する際に必要な対応（案内）は。

A 次の内容を確認し、案内してください。

【確認していただくこと】

① 重症化リスクが低いと考えられること

（年齢、基礎疾患の有無、妊娠の有無、現在の症状など）

② 有症状であること（発熱、咽頭痛など）

③ ご自身での検査（セルフテスト）ができること

【案内していただくこと】

① キット利用者向けの案内チラシを必ず配布すること

② ご自身での検査（セルフテスト）は帰宅後に行うこと

③ 陽性となった場合は、自主療養を利用可能であること

④ 自主療養を開始する際は、自主療養システムでの申請が必要になること

⑤ 療養期間中は、毎日、健康観察（検温等）を行うこと

Q5 指定キットの在庫が業者にないなど、やむを得ず違うキットを購入した場合は対象となるか。

A 本市の事業として発注したキット以外を使用した場合は、配布実績報告の対象にすることはできません。

取扱業者連絡先一覧に記載された業者の中から、別の業者に在庫を確認し、発注してください。

Q6 7月28日以前に自院で独自に確保している検査キットを配布した場合、今回の「配布実績」として報告することは可能か。

A 自院で独自に確保したキットを配布することはできません。市が指定する検査キットを発注し、納品されたものを配布してください。

Q7 納品されたキットに不良品があった場合は、どうすればよいのか。

A 不良品など、何らかの事情により返品・交換を要する場合は、納品した事業者にご連絡ください。

Q8 納品されたキットが余った場合、「返品」できるのか。

A いったん納品されたキットは、「返品」できません。医療機関で過剰な在庫とならないように必要数量を発注してください。

Q9 納品されたキットを診療に使うことはできるのか。

A 今回のキットは、外来受診前の方に配布するためのものです。医療機関での診療に使うことはできません。

Q10 キットを配布した個人を特定しておく必要はあるか。

A キット配布時に個人を特定(保険証の確認等)する必要はありません。

Q11 同居者の分の配布を求められた場合、複数キットを渡すことは可能か。

A 可能です。

ただし、必ず、使用を予定している方の年齢や基礎疾患の有無、現在の症状などを聞き取り、配布対象者に該当することを確認してください。

Q12 同居者の分など、一人に対して複数配布した場合、配布実績の報告はどうすればよいのか。

A 配布したキットの数を配布実績として報告してください。

Q13 配布実績の報告はどのように行うのか。

A 配布実績の報告方法については、市医師会から別途、お知らせします。それまでの間、日ごとの配布実績は各医療機関で確実に記録しておいてください。